

医療費交付申請書の記入方法

様式第5号 (第6条関係)

処 理 欄	保険診療一部負担金	高額療養費	付加給付額	支給額
	円	円	円	(合計)
	入院時食事療養標準負担額	市町村民税非課税 (入院4か月以降)		円
	円×食=	円×食=	円×食=	

子ども医療費交付申請書

和光市長様

提出した日 ○年○月○日

申請者住所 和光市 広沢1-5
(保護者) 氏名 和光 太郎

受給資格証番号 **0000000** 電話 ○○○(○○○)○○○

氏名	和光 花子	世帯主・被保険者 組合員・加入者の氏名	和光 太郎
生年月日	平成 ○年○月○日	記号・番号	わかろ 0000
診療月	平成 ○年○月分	保険者名 (健保組合等)	和光市国民健康保険

領収書 (原本)

のりづけ

ホチキスやセロテープはこすれや劣化により
剥がれてしまう可能性があります。

子ども医療費受給資格証

公費負担者番号	0 0 0 0 0 0 0 0
受給資格者番号	0 0 0 0 0 0 0 0
受給資格者	氏名 ***** *
	住所 *****
子ども	氏名 *****
	生年月日 *****
有効期間	通院 *****
	入院 *****

令和○年○月○日交付

和光市長 公印

健康保険 本人 (被保険者)

被保険者証	記号 ** 番号 *****
氏名	** ** ** *
生年月日	*****
取得年月日	*****
保険者番号	*****
保険者名称	*****
保険者所在地	*****

交付申請書は、市のホームページからもダウンロードできます。

申請時のお願い

1. 診療月の翌月以降にご提出ください。(当月分は原則受け付けできません。)
2. 領収書は、原則原本をご提出ください。また、領収書にはお子様の名前、診療年月日、保険診療総点数又は総額、領収金額(自己負担額)、発行日、医療機関名の記載及び領収印が必要です。
3. 申請書は、お子様別・診療月別・医療機関別に分けてください。
4. 同じ医療機関でも「入院」と「通院」があるときや、総合病院などで医科と歯科を受診したときは診療科目別に申請書を分けてください。
5. 領収書は、申請書の文字の向きと合わせて、申請書下段にのりで貼り付けてください。
6. 複数枚を貼り付ける場合は、内容がすべて見えるように貼り付けてください。裏面への添付はご遠慮ください。
7. 申請内容の審査にあたり、市役所から連絡することがありますのでご了承ください。

ご協力を
お願いします



和光市

救急電話相談「#7119」が導入されました！

平成29年10月から埼玉県救急電話相談は相談時間を24時間化するとともに全国共通ダイヤルとして普及が見込まれる「#7119」を導入しました。

急な病気やけがの際に、家庭での対処法や受診の必要性について、看護師に電話で相談できます。また、必要に応じて医療機関を案内します。是非ご活用ください。

※これまでどおり「#7000」（大人の相談、医療機関案内）、
「#8000」又は048-833-7911（子どもの相談）も利用できます。

<利用方法>

音声ガイダンスに応じて、相談したい窓口を選択してください。

- (1) 子どもの相談（小児救急電話相談）
- (2) 大人の相談（大人の救急電話相談）
- (3) 医療機関案内（大人・小児に対応しています）



学校等での怪我等について

学校等の管理下における怪我などにより、日本スポーツ振興センターの共済給付制度の対象になる医療費は、乳幼児子ども医療費助成制度では助成できません（※）。受診の際は、乳幼児子ども医療費受給資格証は使わず、各学校等にご相談ください。

<災害共済給付の対象及び給付額について>



制度名	給付割合	期間	死亡・障害見舞金
日本スポーツ振興センター	4割	初診から最長10年	あり
子ども医療費助成制度	3割	中学校卒業まで	なし

※スポーツ振興センターの共済給付制度対象外の場合は、乳幼児子ども医療費助成制度を利用できます。

かかりつけ医を持ちましょう

かかりつけ医とは、「健康に関することを何でも相談でき、必要なときは専門の医療機関を紹介してくれる身近にいて頼りになる医師」のことです。

急な体調不良で不安なとき、お子さんの日頃の健康状態や病歴を知っている医師がいると安心です。風邪などの軽い病気の場合は、大きな病院でも身近な開業医でも治療内容はほとんど変わりません。待ち時間も短く、体への負担が軽減されます。自宅の近くに、何でも相談できるかかりつけ医を持ちましょう。

※大きな病院では初診の患者は紹介状が必要です。紹介状なしで受診する場合は特別料金(特定療養費)が発生する場合があります。この特別料金は、医療費助成の対象外で自己負担となります。



市からのお願い

- 1 医療現場の多忙化を防ぐため、できるだけ診療時間内に受診しましょう！**
休日や夜間に開いている救急医療機関は、緊急性の高い患者さんを受け入れるためのものです。平日の時間内に受診することができないのか、もう一度考えてみましょう。
- 2 医療費の負担削減のため、ジェネリック医薬品の利用にご協力ください！**
ジェネリック医薬品（後発医薬品）は、先発医薬品と同等の効能効果を持つ医薬品であり、費用が先発医薬品よりも安くすみます。